

感染症の分類

一類感染症 エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ熱 ラッサ熱
二類感染症 急性灰白髄炎 結核 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る) 鳥インフルエンザ(H5N1)
三類感染症 コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス
四類感染症 E型肝炎 ウエストナイル熱 A型肝炎 エキノコックス症 黄熱 オウム病 オムスク出血熱 回帰熱 キャサヌル森林病 Q熱 狂犬病 コクシジオイデス症 サル痘 腎症候性出血熱 西部ウマ脳炎 ダニ媒介脳炎 炭疽 つつが虫病 デング熱 東部ウマ脳炎 鳥インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く) ニパウイルス感染症 日本紅斑熱 日本脳炎 ハンタウイルス肺症候群 Bウイルス病 鼻疽 ブルセラ症 ベネズエラウマ脳炎 ヘンドラウイルス感染症 発しんチフス ボツリヌス症 マラリア 野兎病 ライム病 リッサウイルス感染症 リフトバレー熱 類鼻疽 レジオネラ症 レプトスピラ症 ロッキー山紅斑熱
五類感染症 アメーバ赤痢 ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く) 急性脳炎(ウエストナイル脳炎、 西部ウマ脳炎、ダニ媒介性脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及び リフトバレー熱を除く) クリプトスポリジウム症 クロイツフェルト・ヤコブ病 劇症型溶血性レンサ球菌感染症 後天性免疫不全症候群 ジアルジア症 髄膜炎菌性髄膜炎 先天性風しん症候群 梅毒 破傷風 バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症 バンコマイシン耐性腸球菌感染症 風しん 麻しん RSウイルス感染症 咽頭結膜熱 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 感染性胃腸炎 水痘 手足口病 伝染性紅斑 突発性発しん 百日咳 ヘルパンギーナ 流行性耳下腺炎 インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び 新型インフルエンザ等感染症を除く) 急性出血性結膜炎 流行性角結膜炎 性器クラミジア感染症 性器ヘルペスウイルス感染症 尖圭コンジローマ 淋菌感染症 クラミジア肺炎(オウム病を除く) 細菌性髄膜炎(髄膜炎菌性髄膜炎は除く) ペニシリン耐性肺 炎球菌感染症 マイコプラズマ肺炎 無菌性髄膜炎 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 薬剤耐性緑膿菌感染症

日本医師会発行「感染症の診断・治療ガイドライン」より引用

隔離を必要とする主な疾患の潜伏期間と感染期間

疾患名	潜伏期間	感染期間	曝露後の発症予防、軽症化対策	学校出席停止期間
麻疹	7～18日(多くは10日)	前駆症状の1日前(通常発疹出現の4日前)から発疹出現4日後	曝露72時間以内ならワクチン接種。 ワクチンが使用できない場合6日以内なら免疫グロブリンが発症予防に有効。	解熱した後3日を経過するまで
水痘	10～21日(多くは14～16日)	発疹出現1～2日前(最大5日前)から水疱が痂皮化するまでの7～10日程度	曝露後72時間以内ならワクチンが発症予防、軽症化に有効。またアシクロビル(20～40mg/kg/日分4)を水痘患者と接触後7日目から7日間投与することにより発症率を低下させられる。(保険適応なし)	すべての発しんが痂皮化するまで
流行性耳下腺炎	14～25日(多くは15～18日)	発症の7日前から症状出現後9日後まで	(曝露前のワクチンのみ。曝露後のワクチンは無効)	耳下腺の腫脹が消失するまで
風疹	14～21日(多くは14～17日)	発疹出現の7日前から7日	(曝露前のワクチンのみ。曝露後のワクチンや免疫グロブリンは無効)	発しんが消失するまで
インフルエンザ (季節性)	24～72時間	発症前から発症後7日あるいは罹病期間中(発症直前から発症後約3日までが特に感染力が強い)	ハイリスク患者で13歳以上ならオセルタミビル内服75mg/回を1日1回で7～10日間、または、適応のある成人と小児にザナミビル吸入1回10mgを1日1回で10日間使用。	解熱した後2日を経過するまで

新型インフルエンザ(H1N1)に関しては「国立感染症研究所感染症情報センター」のホームページ(<http://idsc.nih.gov.jp/index-j.html>)等にて確認が必要です。

学校保健安全法施行規則

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準は次のとおり

第一種 治癒するまで出席停止

エボラ出血熱
クリミア・コンゴ出血熱
痘そう、南米出血熱
ペスト
マールブルグ病
ラッサ熱
急性灰白髄炎
ジフテリア
重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)
鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る)

第二種 次の期間出席停止。ただし病状により医師において感染のおそれがないと認めたときはこの限りではない。

インフルエンザ(鳥インフルエンザ H5N1 及び新型インフルエンザ等感染症を除く)
解熱した後二日を経過するまで
百日咳 特有の咳が消失するまで
麻疹 解熱した後三日を経過するまで
流行性耳下腺炎 耳下腺の腫脹が消失するまで
風しん 発しんが消失するまで
水痘 すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱 主要症状が消退した後二日を経過するまで
結核 病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

第三種 病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

コレラ
細菌性赤痢
腸管出血性大腸菌感染症
腸チフス
パラチフス
流行性角結膜炎
急性出血性結膜炎

第一種、第二種の感染症者の家族またはこれらの感染症にかかっている疑いのある者については予防処置の施行の状況やその他の事情により、医師により感染のおそれがないと認めるまで

第一種、第二種の感染症者が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間

第一種、第二種の感染症流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間